

## 4月、学校（義務教育）では新しい教科書（無償）が届きます！

(日本国憲法)

## 第三章 国民の権利及び義務

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。

1946年11月3日、日本国憲法が公布され、1947年5月3日に施行されました。日本は、戦争等を深く反省し、「立憲主義」「民主主義」を確立するため、日本国憲法のもと新しい日本として出発しました。

日本国憲法の中に、国民は「基本的人権」を享有することができるという内容が入りました。戦前までは、「人権の保障」という概念からは程遠い社会であったと言わざるをえません。日本国憲法は、基本的人権を永久の権利として保障したのでした。

しかし、憲法がある限り、自由や権利は永遠に保障されているとは限らないのです。常に自分たちがしっかり守り主張していかなければ保持できません。そのため、第12条に「国民の不断の努力」という文言が入っているのです。



私たちの今の暮らしは、先人たちの“不断の努力”によって整えられてきた

池上彰「超訳 日本国憲法」新潮社より



義務教育における教科書は、かつては有料でした！

人権・同和教育の取組から教科書無償運動へ！

(差別の現実から)

高知市のあるA地区は、半農半漁の地域で、部落差別のため、仕事に恵まれず、母親たちの多くは失業対策事業に出て働いていました。(昭和30年代頃)1日働いて300円の日当。教科書は小学校で700円、中学校で1,200円。親たちにとっては、かなりの額です。

(差別解消の取組)

(日本国憲法第26条第2項)

すべての国民は、法律の定めるところにより、その子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育はこれを無償とする。

学校の教師と学習会をもっていた親たちは、憲法を学習している中で、「憲法第26条」に気付きました。親たちは、「すべての子どもたちに勉強させてやりたい」という強い願いのもと、「教科書をタダにする会」を結成し訴えていきました。この運動が全国にも広がり実を結ぶことになるのです。

(義務教育諸学校の教科用図書の

無償措置に関する法律第3条)

国は、毎年度、義務教育諸学校の児童及び生徒が各学年の課程において使用する教科用図書で第13条、第14条及び第16条の規定により採択されたものを購入し、義務諸学校の設置者に無償で給付するものとする。

1963年(昭和38年)12月に「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」が成立しました。64年～69年にかけて義務教育諸学校の教科書が無償となりました。親たちの「すべての子どもたちに勉強をさせたい」という思いと、「不断の努力」による人権・同和教育の運動により、その「権利」を勝ち取ることができました。